

議案第179号 鳥丸地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

【地域政策課】

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名（鳥丸地区コミュニティセンター）

(1)設置条例	薩摩川内市地区コミュニティセンター条例
(2)設置目的	各地区におけるコミュニティ活動や生涯学習活動、文化活動等のために気軽に集い、交流できる場を提供し、もって健康で文化的な生活の向上に寄与すること。
(3)施設の事業内容	各地区におけるコミュニティ活動や生涯学習活動、文化活動等のために気軽に集い、交流できる場を提供。
(4)現在の管理形態	指定管理（委託料制）

2 指定管理者に行わせる業務

施設の維持管理（施設及び設備の維持・管理保全に関する事項、清掃・美化に関する事項、防犯及び防災に関する事項等）

3 指定管理候補者の概要

(1)名称	鳥丸地区コミュニティ協議会
(2)所在地	薩摩川内市東郷町鳥丸2310番地3
(3)代表者名	会長 木通 澄俊
(4)設立年月日	平成17年4月1日
(5)事業概要	鳥丸地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、鳥丸地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1)基本方針	薩摩川内市地区コミュニティセンター条例及び薩摩川内市地区コミュニティセンター条例施行規則、更に同施設の管理に関する仕様書に基づいて、誠実かつ的確に実施する。																								
(2)管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づき管理する。 ・戸締り、清掃、来所者の把握を随時実施し、業務報告を行う。 																								
(3)運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づき運営する。 ・利用者を常時、適切な受入ができるように運営する。 																								
(4)組織体制	鳥丸地区コミュニティ協議会にて管理運営する。																								
(5)支出計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額（千円）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支 出</td> <td style="text-align: right;">人件費</td> <td style="text-align: right;">2 2 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">光熱水費</td> <td style="text-align: right;">3 9 7</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">修繕</td> <td style="text-align: right;">6 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">管理費</td> <td style="text-align: right;">7 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">委託等</td> <td style="text-align: right;">1 5 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">9 0 7</td> </tr> </tbody> </table>		目	金額（千円）		令和3年度		支 出	人件費	2 2 8		光熱水費	3 9 7		修繕	6 0		管理費	7 1		委託等	1 5 1		合計	9 0 7
目	金額（千円）																								
	令和3年度																								
支 出	人件費	2 2 8																							
	光熱水費	3 9 7																							
	修繕	6 0																							
	管理費	7 1																							
	委託等	1 5 1																							
	合計	9 0 7																							

5 非公募による選定理由

地元住民が専ら使用している施設であって、当該地元住民で組織する団体が受託することが望ましい非営利施設のため非公募とした。

6 選定経過の概要

(1)選定委員会開催日	令和2年8月4日（火）
(2)選定委員	東郷支所長、財産活用推進課長、地域政策課長、 地元代表（1名）、利用者代表（1名）、有識者（1名） 計 <u>6</u> 名
(3)応募団体数	ア①民間事業者 <u> </u> ②N P O 法人 <u> </u> ③出資法人 <u> </u> ④その他 <u>1</u> イ①市内事業者 <u>1</u> ②市外事業者 <u> </u> ③県外業者 <u> </u> 計 <u>1</u> 者
(4)選定の理由	<p>ア 基準（標準点360点）を満たしている。</p> <p>イ 施設の設置目的に適合した事業計画である。</p> <p>ウ 施設の機能を十分に發揮でき、地区のコミュニティ活動の活性化が期待できる。</p> <p>エ 利用者の立場に立ったサービス向上に向けた提案もなされている。</p> <p>オ 施設管理に係る現実的かつ確実な管理運営の提案がなされている。</p> <p>カ 地区を活性化する意欲があり、コミュニティ活動拠点施設として、様々な事業や活動の展開が期待できる。</p> <p>キ 住民自らが多様な活動を行える場として利用が促進され、地区内</p>

	の各種団体やグループ同士などの連携強化が期待できる。
(5)採点結果表	別紙のとおり。

別紙

採点結果表

審査項目	配点	候補者
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等利用の確保を図るものであるか。 ・関係する法律、条例等の基準が遵守され、利用者の安全対策や緊急な事故等への対応が適切に行われるものとなっているか。 ・公平性・公正性が確保されるものとなっているか。また、特定の団体等を優遇するものとなっていないか。	60	52
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、利用者のサービスの向上が図られるか。 ・施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成していくものとなっているか。また、提案した内容を確実に実施できるものとなっているか。 ・利用者やその関係者等のニーズを把握すること及びその実現策が実施できるものとなっているか。	120	99
3 施設の管理経費の縮減が図られるか。 ・適正な経費の管理が図られるようになっているか。 ・外部委託する際の業務内容等の記載が明確であるか。	180	146
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有しているか。 ・管理運営にふさわしい団体の理念や運営方針を持っているか。また、施設の管理業務に対する基本方針は適切であるか。 ・安定した運営を行うため、職員の採用、確保、指導・苦情対応及び相談体制が確保されるものとなっているか。 ・情報公開や個人情報保護について、適正な取扱いができるものとなっているか。また、施設（備品を含む。）の管理や修繕等について、所管課への報告や所管課との協議を行う旨の記載が明確であるか。	120	99
5 その他市長が定める必要な事項 ・地区を活性化する意欲があるか。また、地区コミュニティセンターを利用する事業に取り組んでいるか。	120	104
得点	600	500

